

令和8年度 部活動運営方針・運営規約

北九州市立早鞆中学校

第1章 総則

第1条 部活動の目的

- ・部活動は生徒の自由意志で加入でき、生徒の自主的・主体的活動の一つである。
- ・活動を通して、技能を磨くと共に、上級生・下級生との交流を深め、明るく楽しく、しかも協力できる仲間作りを目的とする。

第2条 部活動の基本方針・意義

- ・生徒個々の趣味、特技（性）を伸ばし、学校生活をより充実したものにさせる。
- ・同じ目的に向かう集団の中に、相互援助を基本とした仲間作りを通して、相互の協同、友愛の精神を養う。
- ・一つのことに集中し、地道な努力を重ねる中で、自分の可能性を見だし、目標を達成したり、精一杯尽力したりすることの喜びを味あわせる。
- ・部の運営を通して、自主性・自律性の精神を培う機会を与え、規律を守ることや礼儀を身につけることの大切さを指導する。
- ・思春期のあふれるエネルギーの善用といった面からも、重要な役割を果たし、生徒指導面でプラスとなることが多い。

第2章 組織

第3条 部活動の位置付けおよび指導体制

- ・部活動を生徒会活動下に位置付ける。
- ・部活動の指導にあたっては、生徒指導委員会の方針に基づいて活動する。

第4条 指導にあたる職員

- ・基本的には、全職員で部活動にかかわる。
- ・本校職員をもって、顧問とし、諸大会への引率計画や安全指導の計画を行う。
- ・校長承認のもと、部活動指導員および外部講師が指導にあたる場合もある。
- ・部活動全体の運営に関わる規定の追加、変更、削除については、必要に応じて生徒指導委員会で検討し、顧問会議（職員会議）で決定する。

第5条 部長会議

- ・部長会議は文化部部長会、体育部部長会をもって構成する。
- ・部長会議は、生徒指導委員会あるいは顧問会議（職員会議）を通じて、部活担当が招集し進行する。
- ・部活動全体に対する連絡・指導・指示については、部長会議をもってこれを行う。

第3章 活動規約

第6条 活動に関する申し合わせ事項

- ・1日の活動時間は、原則として、平日は2時間程度、土・日曜日は3時間程度とする。

※週 1 1 時間程度を目安とする。

※やむを得ない事情により、活動時間が長時間になる場合は、予め生徒や保護者の同意を得ること。

・朝の練習は 7 時より 8 時 1 0 分までとし、始業に間に合うように配慮するまた当該部活動の顧問が必ず付くこと。

・放課後の練習時間は原則として 1 9 時完全下校を目処に終了とする。ただし、9 月以降は **1 8 時 3 0 分完全下校**とする。

※授業が 5 時間で終了した日は完全下校を 1 8 時とする。

・休養日は、原則として、週あたり 2 日以上設定する。

※週当たり、平日（祝日を含む）に 1 日以上、土・日曜日に 1 日以上を休養日とする。

※部活動の状況により、平日に週当たり 1 日以上の休養日を設定することが困難な場合は、下記のとおり一定数以上の休養日を平日に設定する。

4～8 月：4 4 日以上 9～12 月：3 4 日以上 1～3 月：2 6 日以上

※大会等の事情により、土・日曜日に休養日を設定できない場合は、他の日に休養日を振り替え、少なくとも週 1 回は休養日を設定する。

・毎月第 3 水曜日、第 1 土曜日、日曜日は全市一斉の休止日であり、必ず休止日として設定する。（**9 月以降は第 3 土曜日、日曜日も全市一斉休養日になります。**）

・学校閉庁日は、原則として、部活動休養日とする。

・行事等に伴う疲労回復日は、当該学年については原則休養日とする。

・部活動終了後は必ず集合させて服装点検と下校指導を行う。（必ず制服で下校）

・土日、祭日で学校が休みの時や、夏冬春休みは部活動の練習着で登下校してもよい。

・原則として、定期考査の一週間前から練習は中止にする。

朝の練習を実施する部に関しては、職員会議で承諾を得て、通常の時間で行う。

・各部活動に所属する生徒の生活態度が乱れていたり、問題行動が発生した場合は、職員会議を臨時に開き、情報交換を行い対応を決定する。

・不審者の侵入やその他、危険な事象が発生した場合は、職員会議で協議の上、校長の判断のもと、活動中止とする。

・既成（きせい）の部で顧問がいても、部員が全くいなければ休部。

・顧問が決まらない部は新入生の入部を認めない。活動に関しては、仮の顧問のもと 1 7 時で終わる。

第 7 条 部室の管理

・部室は原則として、一部活に一つとする。ただし、部室の空き状況と部員数により、複数の部室を当てる。部室の割り当ては、年度当初に見直す。

・部活道具については、すべて体育倉庫（グラウンド側・体育館内）に保管すること。テニスについては、部室内に保管する。

・部室は更衣、及び更衣後から練習終了時までの個人的な荷物の保管を目的とする。練習時間以外の個人的な荷物（体操服や学習用具など）の保管は原則として禁止とする。個人的

に部活に必要な道具その他については、顧問が保管状況を確認した上で、全職員に共通理解を図っておくこと。

- ・部室内での飲食は一切禁止。昼食等で飲食する場合は、中庭・グラウンド側の道路、雨の場合はピロティなどの場所を利用して行うこと。また、昼食が必要なときは、持参する。
- ・他部部員の部室の出入りは一切禁止とする。
- ・鍵は顧問が管理し、開放・施錠の確認を行うこと。部活動の時間以外の部室の開放は原則として認めない。また、部室の点検は適当な時期に、顧問が行い、指導すること。
- ・トイレは、グラウンド側の部活は部室下のトイレ、体育館使用の部活は体育館トイレを使用する。トイレは定期的に、部活で担当を決めて清掃を行うこと。(練習試合、公式試合、行事等で行うこともある。)
- ・部室の使用について、好ましくない状況がある場合は、部室使用停止にし、その後は申し合わせ事項による。

第8条 マネージャーの設置について

- ・原則として専属マネージャーの設置に関しては、これを認めない。
- ・けが・身体上の理由により、他の生徒と同等の活動が困難と認められる場合、本人・保護者・顧問の意向により、顧問会議（職員会議）通じて、対応を協議する。

第9条 部活動への入部・退部・転部

- ・入部に関しては、顧問の方針に同意のもと引退まで継続的な努力を行うことを誓約させ、これを認める。
- ・退部に関して、本人の意向を尊重し、顧問・保護者との協議の上、慎重に判断し、最終的には本人・保護者の意志、および顧問の同意によって、これを決定する。また、最終決定の前には当該生徒の学年および担任に報告すること。
- ・転部に関しては、生徒自身の成長の過程で、自分を活かせる場所が変わる場合もあるので、転部を希望する生徒が出たときは、生徒、当該顧問、転部先顧問、保護者の間で十分に協議する。その後、管理職に報告し、顧問者会議(職員会議)にて協議する。顧問会議（職員会議）で転部を認められ、当該顧問と転部先顧問の転部許可が得られた後、最終的に管理職が転部可否の判断をする。

第10条 活動中の安全指導、体調・疲労への配慮

- ・活動中の生徒の安全指導を適切に行うこと。(準備・整理体操なども含めて)
- ・活動中にけが・事故・急病など場合には、迅速に対応し状況判断の上、必ず保護者、養護教諭、管理職に連絡し、病院へ引率するなどして、生徒の安全を優先して配慮すること。
- ・学校五日制にともない、生徒の体力や疲労の度合いに応じて適切な休養を取ること。

第4章 保護者会・緊急連絡体制

第11条 部活動保護者会の開催

- ・年度当初に、一括して部活動保護者会を開き、保護者との意志疎通を図り、理解・協力を仰ぐ。
- ・大会出場前や遠征などの場合など、保護者の協力や理解が必要な場合は、顧問の判断でこ

れを開催する。

- ・部内での問題事象発生で、事情説明、その後の指導方針などについて、保護者の理解や協力を得なければならない場合には、管理職に報告の上、これを行う。

第12条 生徒名簿の管理

- ・各顧問で生徒名簿を作成し、部内での緊急連絡体制を整える。

第5章 予算

第13条 予算の執行

- ・部活動予算は、年度当初に割り振り、生徒会費を充てる。
- ・所定の様式に支出伺いを立て、年度当初の決められた限度内で計画的に活用する。
- ・予算決定後の、部活間の予算の調整は、原則として認められない。

第6章 部活動の廃部および新設

第14条 部活動の廃部

- ・年度当初、顧問決定や活動の継続が困難と認められる場合、現在活動中の生徒に配慮し、生徒・保護者に説明の上、校長の判断をもって、引退時に廃部とする。その場合、原則として、新入部員は募集しない。

第15条 部活動の新設

- ・新設の要望があった場合には、部活動数、職員数を考慮の上、職員会議で検討し、校長の判断を持って新設の是非を決定する。
- ・新設の場合、一年間は同好会とし、活動の状況や実績を考慮した上で、職員会議で協議の上、校長の判断をもって、次年度から部活動として認める。
- ・新設の場合、基本的には、部員募集は新一年生および、部活に所属していない生徒を対象とし、他の部活からの転部については、第9条による。

第7章 その他

- ・特例（大会参加において部員不足の場合の他部からの補充など）については、職員会議の上、生徒指導上の問題にも配慮して対応する。

◆活動の持続が困難と認められる場合とは・・・

- ・新入部員を募集した後、部員が試合に参加できる人数を下回っている場合が考えられる。
このような場合は、現在活動中の生徒に配慮して、他校との合同チーム編成の検討等の策を考える。
- ・しかし、今後の入学予定生徒数の見通しから、存続が難しいと考えられる場合は、段階を経て、生徒・保護者に説明する。

※新チーム発足時に部員がいない部活動に関しては、次年度の募集は行わない。